

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年6月分）

見出し	0506-10 猫の糞被害
ご意見	猫の糞尿被害にあっている。近所で餌を与えている人がおり、不妊もしていないので増える一方である。
回答	<p>猫からの糞尿被害についてであります。猫は愛護動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」によって守られており、行政では捕獲することができません。そのため、市では繁殖や近隣への被害を未然防止するべく、野良猫へ安易に餌を与えないことや適正飼育について、これまでも市広報等で呼び掛けているところであります。</p> <p>また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく飼育者への指導等については、久慈保健所が所管しており、市としては久慈保健所からの協力要請に基づいて情報提供等の協力をしております。</p> <p>このことから、本件につきましても、市職員による現場確認や情報収集を実施し、確認した情報を久慈保健所へ提供したところであり、久慈保健所からは「適切に対応する」旨の回答をいただいたところであります。</p> <p>今後におきましては、引き続き久慈保健所へ協力していくとともに、市といたしましても、適正飼育について市広報等での周知啓発に努めてまいります</p>
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003